

監査報告書

令和 2 年 6 月 24 日

学校法人 塚本学院
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 塚本学院

監事 山口 義孝 ⑩

監事 佐藤 重勝 ⑩

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人塚本学院寄附行為第10条第4項に基づき、学校法人塚本学院の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の学校法人の業務、財産の状況について監査を行ないました。

監査の方法は、理事会および評議員会等の会議に出席し、業務報告を聴取し、理事の業務執行の妥当性を検討しました。また、関係資料を閲覧するとともに、監査法人より説明を受け、計算書類等について検討をおこないました。

監査の結果、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細票、借入金明細票及び基本金明細票を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載金額と合致し、法令および寄附行為に従い、学校法人の収支状況および財産状況を正確に表示しているものと認めます。

以上